

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	障害児関係事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

銚子市は、障害児関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

千葉県銚子市長

公表日

令和6年9月27日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	障害児関係事務
②事務の概要	児童福祉法(昭和22年法律第164号)に基づき、障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費等の支給等に関する事務を行う。特定個人情報ファイルは、次の事務で取り扱う。 ①支給申請の受理、支給決定及び支給決定の通知 ②負担能力の認定及び費用の徴収 ③支給決定の変更申請の受理、変更及び変更の通知 ④支給決定の取消及び取消の通知
③システムの名称	Acrocity福祉総合(障がい者(児)自立支援)・Acrocity住民情報(個人住民税)・Acrocity住民情報(国民年金)・中間サーバー・番号連携サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
障害児関係ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表9の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	I 情報提供の根拠 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表11、15、20、80、144、155の項 II 情報照会の根拠 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表14、15、16、20の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	社会福祉課
②所属長の役職名	社会福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	銚子市 総務課 総務室 政策法務班 〒288-8601 銚子市若宮町1番地の1 0479-24-8190
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	銚子市 社会福祉課 障害支援室 給付管理班・給付事業班 〒288-8601 銚子市若宮町1番地の1 0479-24-8968

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人未満(任意実施)]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年2月28日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年2月28日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input checked="" type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年4月1日	5. 評価実施機関における担当部署	①障害福祉課 ②障害福祉課 名雪 隆	①社会福祉課 ②社会福祉課 石田 智己	事後	組織再編による
平成30年4月1日	7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	総務市民部 総務課 政策法務班	総務課 総務室 政策法務班	事後	組織再編による
平成30年4月1日	8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	健康福祉部 障害福祉課 給付班	社会福祉課 障害支援室 給付管理班・給付事業班	事後	組織再編による
平成30年4月1日	IIしきい値判断項目1. 対象人数	平成27年8月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	定期的な見直しによる変更
平成30年4月1日	IIしきい値判断項目2. 取扱者数	平成27年8月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	定期的な見直しによる変更
平成31年4月1日	IIしきい値判断項目1. 対象人数	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	定期的な見直しによる変更
平成31年4月1日	IIしきい値判断項目2. 取扱者数	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	定期的な見直しによる変更
平成31年4月1日	IVリスク対策項目 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類 2. 特定個人情報の入手 3. 特定個人情報の使用 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 5. 特定個人情報の提供・移転 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 7. 特定個人情報の管理・消去 8. 監査 9. 従業者に対する教育・啓発	なし	平成31年4月1日時点	事後	項目追加による

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年3月8日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	I 情報提供の根拠 ・番号法 第19条第7号 別表第二 第16項、56の2項、116項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第二省令」という。) 第12条、30条 II 情報照会の根拠 ・番号法 第19条第7号 別表第二 第10項、11項、12項、16項 ・別表第二省令 第9条、10条、12条	I 情報提供の根拠 ・番号法 第19条第8号 別表第二 第16項、56の2項、116項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第二省令」という。) 第12条、30条 II 情報照会の根拠 ・番号法 第19条第8号 別表第二 第10項、11項、12項、16項 ・別表第二省令 第9条、10条、12条	事後	番号法改正(号の繰り下げ)による
令和6年3月15日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	I 情報提供の根拠 ・番号法 第19条第8号 別表第二 第16項、56の2項、116項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第二省令」という。) 第12条、30条 II 情報照会の根拠 ・番号法 第19条第8号 別表第二 第10項、11項、12項、16項 ・別表第二省令 第9条、10条、12条	I 情報提供の根拠 ・番号法 第19条第8号 別表第二 第8項、11項、16項、56の2項、108項、116項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第二省令」という。) 第7条、10条、12条、30条、55条、59条の2の2 II 情報照会の根拠 ・番号法 第19条第8号 別表第二 第10項、11項、12項、16項 ・別表第二省令 第9条、10条、10条の2、12条	事後	
令和6年3月15日	IIしきい値判断項目1. 対象人数	平成31年4月1日時点	令和6年2月28日時点	事後	保護評価の再実施による
令和6年3月15日	IIしきい値判断項目2. 取扱者数	平成31年4月1日時点	令和6年2月28日時点	事後	保護評価の再実施による
令和6年9月27日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。) 第9条第1項 別表第一 第8項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) 第8条	番号法第9条第1項 別表9の項	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年9月27日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	I 情報提供の根拠 ・番号法 第19条第8号 別表第二 第8項、11項、16項、56の2項、108項、116項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第二省令」という。） 第7条、10条、12条、30条、55条、59条の2の2 II 情報照会の根拠 ・番号法 第19条第8号 別表第二 第10項、11項、12項、16項 ・別表第二省令 第9条、10条、10条の2、12条	I 情報提供の根拠 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表11、15、20、80、144、155の項 II 情報照会の根拠 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表14、15、16、20の項	事後	